

## 横浜市マンション再生組合等に係る証明事務取扱要綱

制 定 平成29年1月6日 建住再第357号（局長決裁）

最近改正 令和8年3月25日 建住再第1000号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第9条第1項、第113条第1項、第163条の6第1項又は第168条第1項の規定により認可を受けた組合（以下「マンション再生組合等」という。）に係る印鑑（以下「使用印」という。）の届出及び法に基づく事業に係る証明に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

### （資格等）

第2条 使用印の届出及びマンション再生組合等に係る証明書の交付申請を行うことができる者は、法第25条第1項、法第126条第3項、第163条の19第3項又は法第175条第3項の規定により、市長に届出のあったマンション再生組合等の理事長（以下「理事長」という。）とする。

### （使用印の届出）

第3条 理事長は、使用印を定めた場合及び使用印を変更した場合は、印鑑届出書（第1号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

### （届出の確認）

第4条 市長は、理事長から使用印の届出があったときは、当該マンション再生組合等について、法第9条第1項、第113条第1項、第163条の6第1項又は法第168条第1項の規定に基づく認可申請書並びに法第25条第1項、法第126条第3項、第163条の19第3項又は法第175条第3項の規定に基づく届出書の記載事項と照合するとともに、印鑑届出書に記載されている事項について審査し、相違ないことを確認するものとする。

### （届出の制限）

第5条 市長は、使用印が次の各号のいずれかに該当する場合には届出書を受理しないものとする。

- (1) 組合の名称が異なるもの
- (2) 組合名称及び資格以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

- (4) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、使用印として適当でないとして市長が認めたもの

(マンション再生組合等に係る証明書の交付申請)

第6条 理事長は、マンション再生組合等に係る証明書の交付を受けようとするときは、証明申請書(第2号様式)により市長に申請するものとする。なお、印影の証明が必要な場合には、第3条の規定により届け出ている使用印を添えて、当該使用印を押印し申請するものとする。

(マンション再生組合等に係る証明書の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、証明を求められた項目について審査し、当該申請が適正であることを確認した上で、速やかに申請者に対して証明書(第3号様式)を交付するものとする。

(閲覧の禁止)

第8条 市長は、使用印の届出又は証明に関する書類を当該理事長以外の者の閲覧に供してはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、建築局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

横浜市長

所在地  
組合名  
理事長名

マンション

組合印鑑届出書

当組合の使用印を次のとおり（ 定めたので ・ 変更したので ）、届け出ます。

(使用印の名称)	(印影)

年 月 日

横浜市長

所在地

組合名

理事長名

## 証明申請書

当組合の次の事項について、証明願います。

証明を求める事項 (必要な項目に☑を入れてください。)					
<input type="checkbox"/>	組合の名称、所在地及びマンションの再生等の円滑化に関する法律に基づき、認可されている組合であること				
<input type="checkbox"/>	理事長の氏名、住所及びマンションの再生等の円滑化に関する法律に基づき、公告されている当組合の理事長であること				
<input type="checkbox"/>	次の印影が、本市に届け出ている印影と相違ないこと <table border="1"><thead><tr><th>(印の名称)</th><th>(印影)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	(印の名称)	(印影)		
(印の名称)	(印影)				

## 証 明 書

- 1 次の組合は、マンションの再生等の円滑化に関する法律の規定に基づき、認可されている組合であることを証明します。

所在地
組合名
認可日

- 2 次の者は、マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づき、公告されている組合の理事長であることを証明します。

住 所
氏 名
公告日

- 3 次の印影は、本市に届け出ている印影と相違ないことを証明します。

(印の名称)	(印影)

年 月 日

横浜市長

印